

奨学金等指導資料

令和 7 年 4 月
大阪府教育庁

目 次

奨学制度一覧表	1
政府・民間の教育ローンの概要	6
市町村奨学金制度一覧表・市町村入学資金一覧	8
日本学生支援機構（大学、短期大学、専修学校専門課程）	11
大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）	15
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	16
生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）	17
日本政策金融公庫（国の教育ローン）	18
ヒューファイナンスおおさか 大学（高校）入学準備資金融資	19
保育士をめざす方のための貸付事業（返還免除要件あり）	21
介護福祉士・社会福祉士修学資金	22
生活保護費「高等学校等就学費（生業扶助）」	23
高校における1年次納付金（入学料・授業料、学習費）参考例	24
大学等における1年次納付金参考例	25
奨学金制度全般についての問い合わせ先	26

令和7年3月現在

[illegible]

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
大 阪 府 育 英 会 都島区網島町6-20 大阪私学会館2階 TEL(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp ■ 記載内容は、令和6年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。	■貸付対象 保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 ■所得基準 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6％ － 市町村民税の調整控除の額 （政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額） ○奨学資金 1 国公立・私立とも 251,100円未満 （年収めやす（※1）800万円未満） 2 私立のみ 251,100円以上347,100円未満 （年収めやす（※1）800万円以上1,000万円未満） （※1）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のもので。実際は、上記の算式により算出された額（保護者合算）により判定します。 ○入学時増額奨学資金 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が154,500円未満（同590万円未満）	■貸付限度額【年額】 ※貸付額は下記貸付限度額の範囲内で希望する額〔1万円単位〕（無利子） 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額（※2）＋その他教育費10万円 （授業料実質負担額が無償となる場合、10万円） 2 私立のみ 24万円 （授業料実質負担額（※2）が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。） （※2）各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。	■募集期間 ○予約募集（奨学資金・入学時増額奨学資金） 中学校3年生時の 9月上旬～10月上旬頃 で各学校が定める期間 ○在学募集（奨学資金のみ）（※3） 高校等進学（進級）後の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 （※3）入学時増額奨学資金は、進学後に申込みできません。 ■貸付期間 奨学生採用年の4月から、在学する学校の最短修業年限の終期まで	在学する学校、又は大阪府育英会採用貸付課	■予約採用後の手続き 高校等への進学後、各学校が定める期間内に、所定の手続きを行うことで正式に奨学生となります。（手続きをしなかった場合は辞退したものとみなされます。） ■緊急時の申込 生徒が、保護者（父母等）の失業や病気等により家計が急変し、修学が困難となった場合、随時奨学金貸付の申込ができます。 ■貸付対象校 ・高等学校 （中等教育学校の後期課程を含む（※4）） ・特別支援学校高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程（修業年限1年以上） （※4）中等教育学校の後期課程は、入学時増額奨学資金の対象外です。 ■返還 返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金になります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制 課程修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 大阪市中央区大手前3丁目2-12 TEL(06)6941-0351代表 内線3433	1 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している35歳未満の者であること。 2 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 また、令和7年4月1日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が85,500円未満の者であること。 3 経常的收入を得る職業に就いている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。 4 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること。（教科・科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。）	貸与額 月額9,000円に申請年度の在学月数を乗じた額（年額108,000円） ※奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。 また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。	申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） 貸与決定時期 12月中旬（予定） ※申請時期及び貸与決定時期については、変更になる場合があります。	在籍する学校	返還免除 1 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 （教育支援費・就学支度費） (社福) 大阪府社会福祉協議会 中央区谷町7-4-15 Tel.(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyo.or.jp	大阪府内に居住していること 他からの融資を受けることが困難な 低所得世帯	教育支援費 （月額）（無利子） 高校 … 35,000円以内 高専 … 60,000円以内 短大 … 60,000円以内 大学 … 65,000円以内 就学支度費 （無利子） 500,000円以内	○随時申込 （事前相談必要） ○就学支度費の受付期限は入学した月末	市区町村の社 会福祉協議会	○高校には、専修学校の高等課程を含みます。 ○短大には、専修学校の専門課程を含みます。 （大学院・外国留学は対象外）
母子・父子・寡婦福祉資金 貸付金 （修学資金・就学支度資金） 子を扶養する親が居住する 市区町村福祉事務所等（福祉 事務所の設置されていない 町村にお住まいの方は、府 子ども家庭センター） ※政令市、中核市にお住 まいの方は各市の窓口へお問 い合わせください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o090130/kateishien/kashitsuke/index.html	20歳未満の子を扶養している母子家庭の 母、父子家庭の父、寡婦（配偶者の無い女 性で、かつて母子家庭の母だった方）等が 扶養する子、もしくは父母のない20歳未満 の児童。 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が 連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保 証人に設けることで、子自身が借主として 貸付申請が可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理 人の同意が必要。	修学資金 （月額） ○国公立・自宅通学の場合 高校・専修（高等） … 27,000円以内 短大・専修（専門） … 67,500円以内 大学 … 71,000円以内 大学院（修士） … 132,000円以内 就学支度資金（入学時のみ） ○国公立・自宅通学の場合 高校・専修（高等） … 150,000円以内 大学・短大・専修（専門） … 410,000円以内 大学院 … 380,000円以内 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※貸付限度額は、自宅通学・自宅外通学、国公立・私立等 の区分や所得により異なります。	○申込期間 ・修学資金 入学決定後随時 ・就学支度資金 入学決定から入学金等納入後1か月を 経過するまで ※事前の面談が必要となり、貸付まで時間 を要するためお早めにご相談ください。ま た、要件により貸付できない場合があります。 ○修学資金の貸与期間 申請月から在学する学校の最短修学年限の 終期まで	子を扶養する親 が居住する市区 町村福祉事務所等 （福祉事務所の 設置されていな い町村にお住ま いの方は府子ど も家庭セン ター） ※政令市、中核 市にお住まいの 方は各市の窓口 へお問い合わせ ください。	・日本学生支援機構・大阪府育英会等との併用 については、貸付額に制限があります。 ・高校授業料実質無償化は貸付対象外。 ・高等教育の修学支援新制度による支援が決定 した方は、貸付限度額から減免額及び給付型 奨学金受給額を控除した範囲内で貸付可能。 ・返済開始：卒業後6か月間の据置期間経過後 ・滞納した場合には、違約金（延滞金）がかか ります。
介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金 (社福) 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺1-1-54 Tel.(06)6776-2943 (修学資金直通) https://www.osakafusyakyo.or.jp/syuugakushikin/nursing/	介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設 に在学する方で、卒業後、大阪府内の社会 福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士と して就労することを希望する方。 ※社会福祉士養成施設に福祉系大学は含ま れません。	貸付金 （無利子） 介護福祉士・社会福祉士 月 額 50,000円以内 ※1 貸付けの初回に入学金準備金として200,000円以内、最終回に就職 準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができます。ただし、 貸付対象者が夜間部、社会福祉士短期養成施設または通信課程に在学 する場合は就職準備金の貸付けはできません。 ※2 介護福祉士国家試験を受験する意思のある方については、国家試験 受験対策費用として、一年度当たり40,000円を加算することができます。 ※3 養成施設入学前に生活保護受給世帯の方であって入学後に生活保護 が廃止された方（以下「生活保護受給世帯であった方」という。）又はこ れに準ずる経済状況にある方（以下「準ずる経済状況の方」という。）に ついては、生活費の一部に充当できる費用（以下「生活費加算」とい う。）を加算することができます。ただし、生活保護費との併給は認めら れません。 <生活費加算の額> ●生活保護受給世帯であった方 貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のう ち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分に相当する額以内。注）貸付決 定後に転居・加齢等を理由とする額の変更は行いません。 ひと月あたり34,510円から42,080円までの範囲内で加算できます。 注）貸付申請時の居住地及び年齢によって加算限度額が異なります。） ●準じる経済状況の方 ひと月あたり25,000円以内で加算できます。	【一般募集】 ○申請期間 4月初旬～5月下旬 ○貸付期間 在学期間 【入学前募集】 ○申請期間 養成施設入学前に生活保護受給世帯の者で あって入学後に生活保護が廃止される見込み の方を対象。申請は養成施設合格後から3月 末まで。 ○貸付期間 在学期間	在学している 養成施設 (社福) 大阪府社 会福祉協議会に 直接申し込み	返還の免除 介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業 後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の 社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き 続き5年間従事したとき。 返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退 学した場合は、5年以内の期間で一括もしくは分 割のいずれかの方法によりで返還していただきま す。
保育士修学資金貸付 問合せ先 （社福）大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター Tel.06-6776-2943 大阪市中央区中寺1-1-54 http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/	1.優秀な学生であって、かつ家庭の経済状 況等から真に修学資金の貸付が必要な方 2.大阪府内に在住している又は大阪府内の 指定保育士養成施設（通信制を除く）に在 学しており、卒業後大阪府内の保育所等で 保育士として就労することを希望する方 3.指定保育士養成施設で学ばれる方	保育士修学資金（無利子） (1) 基本額 学費月額 5万円以内（月額） (2) 加算額 入学準備金 20万円以内（入学時） 就職準備金 20万円以内（卒業時） ※低所得世帯のみ生活費加算あり (3) その他 就職準備金について、(1)基本額の貸付を受けていない者で、最終学年 開始時に申請をする場合に限り、就職準備金のための申請も可。	○申請期間 【通常申請】 入学後各養成施設の提出期日までに養成施設 を通じて申請 ○貸付期間 在学期間	【通常申請】 在学する養成 施設 【事前申請】 大阪府社会福祉 協議会 大阪福祉人材 支援センター	○返還の免除 卒業後5年間府内の保育所等に従事した場合

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
あしなが奨学金 (一財)あしなが育英会 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館4階 TEL(0120)77-8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害(道路における交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または著しい障害(1～5級)を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	奨学金(月額) (貸与奨学金は無利子) 高校・高専 給付 30,000円 大学・短大 一般 貸与40,000円 特別 貸与50,000円 専修学校・各種学校 貸与40,000円 大学院 貸与80,000円 入学一時金(無利子、予約採用者に限る) 私立高校 300,000円(貸与) 私立大学 400,000円(貸与)	○募集期限 ・在学(高校・大学・専修各種学校、大学院) 高校・高専 4月1日～5月20日 大学・短大・専修学校・各種学校・大学院 4月1日～5月20日 ・予約(高校・大学・専修各種学校) 中3: 9月1日～12月15日 高3: 大学・短大・専修学校・各種学校 4月1日～6月20日 大学・短大のみ2次募集6月20日～9月20日	在籍する学校 (直接申請可)	
交通遺児育英会奨学金 (公財)交通遺児育英会 東京都千代田区平河町 2-6-1 TEL 0120-521286 https://www.kotsuiji.com/	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの人) ※著しい後遺障害とは 自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼ相当します) 家計基準(給与所得者) 高校・高専 780万円(360万円) 大学・短大・専修学校専門課程・各種学校 940万円(520万円) ※ () 内数字は給与以外の所得者	奨学金(月額) (無利子) 高校・高専(1～3年)・専修学校高等課程 20,000円、30,000円、40,000円から選択 (うち一律10,000円は給付) 大学・短大・高専(4・5年) 40,000円、50,000円、60,000円から選択 (うち一律20,000円は給付) 専修学校専門課程・各種学校 40,000円、50,000円、60,000円から選択 (うち一律20,000円は給付) 入学一時金(無利子、1年生時のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 200,000円、400,000円、600,000円から選択 大学・短大 400,000円、600,000円、800,000円から選択 専修学校専門課程・各種学校 400,000円、600,000円、800,000円から選択 進学準備金(無利子、入学一時金の前倒し貸与制度) 高校奨学生でかつ大学・専修学校奨学生予約申込者のみ 400,000円、600,000円、800,000円から選択	○募集期間 ・在学 高校・高専 奨学金 4月～1月 大学・短大 奨学金 4月～10月 専修・各種 奨学金 4月～10月 ・予約(高校・大学・専修等進学予定者) 中3: 第1次募集 4月～8月 第2次募集 9月～1月 高3: 第1次募集 4月～8月 第2次募集 9月～1月	直接、電話かインターネットのホームページから応募書類を申込み、直接出願	○他制度と併給可
(一財)道路厚生会 交通遺児修学資金援助事業 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井ビル11階 TEL(03)-6674-1761 (平日9:30～12:00, 13:00～17:00) https://www.douro-kouseikai.org/	○修学資金 1 東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路において交通事故により亡くなられた方の遺児で、高等学校等に在学中の方 2 申込時、次のいずれかの経済状態にある方 ー所得税を納めていない・住民税又は住民税の所得割を納めていない・生活扶助を受けている ○卒業祝い金 ・当修学資金の援助を受けながら高等学校等を卒業した方	○校種 高等学校(全日制・定時制・通信制)・高等専門学校(3年生以下)・特別支援学校(盲・聾・養護学校)の高等部・専修学校の高等課程 ○修学資金 1人1年間 396,000円 ※年度途中の新規申込は月割となります。 ○卒業祝い金 100,000円	○募集時期 随時 ※高等学校等入学前でも事前登録が可能です。事前登録の方へは、高等学校等への入学対象年齢になる年度に申込の案内を送付いたします。 ○給付期間 学校が指定する修了年にかかわらず、最高3ヵ年	(一財)道路厚生会 交通遺児修学資金給付係に直接申込	・修学資金、卒業祝い金とともに返還の必要はありません。 ・他団体から奨学金や一時金の貸付・給付を受けている場合でも給付対象となります。

名 称	資 格	学 種 ・ 貸 与 額	募集時期・貸与期間	取扱窓口	
(公財)大阪交通災害遺族会 奨学金 〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号 大阪府社会福祉会館内 TEL 06-6761-5296 FAX 06-6761-8526 e-mail: info@pansy.or.jp https://www.pansy.or.jp/	大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	○奨学金 （無利息） 毎月最高2万円まで ○校種 高等学校（全日制・定時制・通信制）・ 高等専門学校・大学（短大含む）・大学院・専門学校等 ○入学準備金 （無利息） 公立・私立中学校 100,000円 公立高校・高等専門学校 100,000円 私立高校・専門学校・公立大学 200,000円 私立大学 300,000円	○募集時期 随時 ○奨学金貸与期間 専門学校・短大2年 高等学校・専門学校3年 大学4年 ○入学準備金 （一括貸与） 返済は6ヶ月据置後40回月賦方式	(公財)大阪交通 災害遺族会事務 局	小学校・中学校・高等学校の入学・卒業時に祝金を支給。 他団体の奨学金との併用可。 卒業証書を提出した場合、奨学金貸与総額の20%免除
アフラック小児がん経験者 ・がん遺児奨学金制度 公益財団法人 がんの子どもを守る会 TEL03-5825-6311 http://www.ccaj-found.or.jp/support-01/	以下の要件をすべて満たしていること（詳細は募集要綱を確認ください） 【共通】 ・募集年度の4月時点において高校学校等に在学予定の方 ・奨学金申請時における前年度の世帯の収入または所得が所定の上限を超えない方 【がん遺児】 ・「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする方 ・直近の学習成績が、評定平均値3.5（5段階評価）以上の方、評定値を付さない学校の在学生についてはこれに相当する方、または特定の分野において全国あるいは都道府県レベルで優れた実績のある方（全国大会出場等） 【小児がん経験者】 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助を必要とする方	奨学金 （支給月額） 20,000円 毎年3期に分けて、7・11・3月に4か月分をまとめて給付	○募集期間 11月初旬～翌年2月末（予定） ○支給期間 対象となる教育機関に在学中の期間（正規の最短修業期間以内） 高等専門学校においては最長で5年間給付（専攻科は含まず）	公益財団法人が んの子どを守る会 奨学金担当	この制度に基づく奨学金は原則として返還を要しません。（他奨学金との併用可）
高等学校等奨学生奨学金 （帰国子女及び一般枠） （財）山崎豊子文化財団 堺市西区浜寺昭和町3丁目391番地2 TEL (072)266-2522	府内に住所を有し、府内の高等学校等に入学を希望する生徒であり、かつ保護者（祖父母、曾祖父母等を含む）が引揚者で、終戦前（昭和20年9月2日以前）から引き続き中国に居住し、近年永住の目的をもって帰国したもの、または作家山崎豊子の作品及び作家活動に共鳴し、未来に向けて日中友好の懸け橋となることを志すもの。	奨学金 （支給月額） 大阪府下の高校・高専・専修学校 （修業年限2年以上の学科の高等課程） 20,000円	○募集期間 11月1日～12月15日 ○支給期間 最短修業年限（3年）	在学中の中学校	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。
公益財団法人 朝鮮奨学会 東京都新宿区西新宿1-8-1 新宿ビルディング1階 TEL (03)3343-5757 http://www.korean-s-f.or.jp	1.日本の高等学校・大学・大学院に在学する韓国人・朝鮮人学生(韓国籍・朝鮮籍、本国からの留学生も含む)。 2.成績優良であり学資の支弁が困難な者。 3.2025年4月1日現在、高校生は満25歳未満、学部生は満30歳未満、大学院生は満40歳未満の者。	奨学金 (支給月額) ※貸与ではなく給付 高校 10,000円 学部生 25,000円 修士課程 40,000円 専門職課程 40,000円 博士課程 70,000円	○募集期間（入学後） ・高校生 2025年4月10日（木） 5月12日（月） ・学部生・大学院生 継続生 2025年4月4日（金） 4月25日（金） 新規生 2024年4月10日（木） 5月12日（月）	募集期間内に本会ホームページからインターネット受付専用ページにアクセスし申請すること。	本会奨学金は給付制であり返還の義務はない。 応募にあたっては本会ホームページを参照し、募集要項記載の申請要件・方法を十分に確認すること。
（公財）韓国教育財団 奨学金支給事業 （公財）韓国教育財団 東京都港区三田2-10-6 三田レオパビル9F TEL (03)5419-9171 http://www.kref.or.jp	1 日本の高等学校（韓国学校を含む）・大学・大学院に在学する在日韓国人 2 日本の大学に在学し、韓国学を専攻する日本人 3 海外トップランキング20位以内のMBA課程大学院生で永住権を保持する在日韓国人 4 上記資格に該当する学生で、成績優秀で、学費の支弁が困難	給付型奨学金 （支給年額） 高校 100,000円 大学 500,000円 大学院 1,000,000円 海外MBA課程 12,000,000円 ※内容に変更がある際は、財団HPにて案内	○募集期間（入学後） 高校 4月中旬～5月下旬 大学 4月中旬～5月下旬 大学院 4月中旬～5月下旬 MBA課程 随時	システム申請への移行を検討中	本奨学金は給付制ですので返還の必要はありません。 奨学金申請にあたっては、財団ホームページを参照し、募集要項に記載している申請要件を十分確認してください。 他団体の奨学金（返済義務なし）との重複受給は認めません。

政府・民間の教育ローンの概要

令和7年3月現在

機関名（名称）	貸付限度額	資格	返済期限	（貸付）利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
日本政策金融公庫 （国の教育ローン 教育一般貸付） 教育ローンコールセンター Tel 0570-008656 (ナビダイヤル) または、03-5321-8656 ※ 申込はインターネットでも可 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html	学生・生徒1人につき 上限350万円 一定の要件に該当する方は 上限450万円 ※今後1年間に必要となる費用	世帯の年間収入の上限額 ・給与所得者 790万円（子供1人） 890万円（子供2人） 990万円（子供3人） ・事業所得者（世帯年間所得） 600万円（子供1人） 690万円（子供2人） 790万円（子供3人） ※子供4人以上の場合はコールセンターにお問い合わせください。	最長20年^{（※）} ※1元金据置は、在学期間内可能 2令和7年度予算成立に伴い、返済期間が最長18年から20年となります。 ※子供の人数が2人以下で世帯の年間収入（所得）が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円（所得790万円）以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	2.95% R7.4 現在 ※下記に該当する方 2.55% ※母子家庭・父子家庭・交通遺児家庭・世帯年収200万円（所得132万円）以内の方または、子供3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方 ※金利は変更となる事がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認下さい。	一年中いつでも申込可能 （但し入学資金については、入学される月の翌月末まで融資可能）	・高校・高専・特別支援学校の高等部・短大・大学・大学院 ・専修学校・各種学校 ・予備校・デザイン学校など ・外国の高校・短大・大学・大学院・語学学校など（原則3ヵ月以上の留学に限る）	主な提出書類 ・借入申込書 ・運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポートのうち、いずれか一つ ・世帯全員（続柄を含む）が記載された住民票の写し（原本）または住民票記載事項証明書（いずれも本籍地や個人番号(マイナンバー)は不要） ・源泉徴収票または確定申告書（控） ・住宅ローン（又は家賃）と公共料金のお支払いを確認できる預金通帳（最近6か月分以上） ・連帯保証人による保証を希望の場合、予定連帯保証人の源泉徴収票または確定申告書（控） 入学資金を申し込む場合は、合格通知書、入学許可書など 在学資金を申し込む場合は、在学を確認できる書類（学生証、在学証明書など）とお使いみちが確認できる書類（授業料納付通知書、見積書など）
銀行等各種金融機関 例：府の指定金融機関であるりそな銀行の「教育ローン」の場合 クレジットセンター Tel (0120)25-8156 https://www.resonabank.co.jp/kojin/edu/index.html	10万円～1,000万円 （1万円単位） ※医、歯、薬、獣医学部の就学費用は2,000万円以内（1万円単位）	申込み時の年齢が満20歳～満66歳未満の方	14年以内 ※医、歯、薬、獣医学部の就学費用は20年以内（1年単位）	変動金利 ※現在の金利については窓口にお問合せいただくか、又はインターネット上のホームページをご覧ください。	・貸付時期 年 中	・幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・大学・短大・大学院・予備校・専修学校 *各種学校を対象とするかは、銀行により異なる。	・収入証明（申込金額が50万円を超える場合） ・本人確認資料 ・通帳、届印 ・資金使途を証明する書類 ・使いみちを証明できる資料 ・その他必要に応じた書類

機関名（名称）	貸付限度額	資格	返済期限	（貸付）利率	申込及び貸付時期	対象校	備考
近畿労働金庫 ろうきん無担保ローン「ライフエール」 お客さまセンター 0120-191-968 近畿労働金庫ホームページ https://www.rokin.or.jp/	1,000万円以内 ※所属組合・雇用形態等によって異なる場合があります。	●会員組合員 （近畿労働金庫に出資加入している労働組合等の組合員） ●生協組合員 （近畿労働金庫に出資加入し相互の協同・連携を確認している生協の組合員の方および同一生計のご家族） ●一般勤労者 （上記、会員組合員・生協組合員以外の方で、近畿2府4県にお住まいかお勤めの方）	※審査の結果、ご希望にそえない場合があります。	【固定金利】 ●会員組合員の方 年2.7% ●生協組合員の方 年2.9% ●一般勤労者の方 年3.2% ※利率はすべて保証料込み ※令和7年3月1日現在	通 期	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高専、大学、短大、大学院 ・専門学校 ・予備校	◎ろうきん無担保ローン「ライフエール」では、申込金額によって資金使途証明書類が不要となる場合があります。 主な提出書類 ・入学、在学を証する書類（合格通知書、在学証明書、学校が発行する専用納付書等） ・資金使途証明書類（入学資金明細書、授業料納付書等） ・収入証明書（所得証明書、住民税決定通知書等） ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ・その他 ※店頭で商品説明書・申込書類をご用意しております。
近畿労働金庫 ろうきん教育ローン（カード型）				【変動金利】 ●会員組合員の方 年2.7% ●生協組合員の方 年2.98% ●一般勤労者の方 年3.2% ※利率はすべて保証料込み ※ローンカードご利用期間中は1年毎の自動更新となります。 ※令和7年3月1日現在			
近畿労働金庫 （2025年度日本学生支援機構奨学生に対する入学金融融資制度）	最高50万円 （入学金・授業料） ※既に納入した場合は対象外 「決定通知」に記載の「入学時特別増額貸与奨学金」の範囲内	・日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校に進学する奨学生採用候補者で奨学金受取口座を近畿労働金庫に指定できること ・近畿労働金庫の地域内に居住または勤務先のある者の子であること ・融資申込時点で「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与要件を満たしていること	「入学時特別増額貸与奨学金」が奨学金振込口座に振込まれる日、または、7月の奨学金支給日のいずれか早く到来する日まで	年2.40% （固定金利）	11月上旬から3月末まで ※貸付時期および制度内容は例年10月下旬頃に決定いたします。	・大学・短大 ・大学院 ・専修学校（専門課程） ※「入学時特別増額貸与奨学金」支給対象校および対象学科であること	主な提出書類 ・奨学生採用候補者決定通知 ・進学先の合格通知 ・入学時に必要な金額がわかる書類 ・進学先所定の振込用紙等 ・親子関係確認書類（住民票等）（<u>借主（学生）の方が未成年の場合</u>） ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ・その他 ※店頭で説明書・申込書類をご用意しております。
ヒューファイナンスおおさか一般財団法人 大阪府地域支援人権金融公社（入学準備資金） 直接の申込みは受け付けない市町村等の相談窓口へ http://www.hf-osaka.jp/	○高等学校等 60万円以内 ○大学等 150万円以内	・高校、大学等に進学を予定している生徒の保護者等で、府教育庁または市町村等の相談窓口を経由した方	修学年限以内	2.65% （公社所定金利） R7.3現在	・申込期間 随時受付 ・貸付時期 資金が必要となる時まで	・大学・短大 ・専修学校 ・高校	・収入証明書等 ・入学を確認できる書類 ・資金の使途、金額が確認できる書類 ・その他

※ 各機関によって、貸付限度額・利率等に変更がある場合がありますので、利用にあたっては各機関等にお問い合わせ下さい。

市 町 村 奨 学 金 制 度 一 覧 表

令和7年3月現在

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・ 別・ 貸付	可 否 と 他 の 併 給 学 の 金	募 集 期 間	担 当 課	備 考
					高等課程		専門課程						
	国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額					
大 阪 市	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内	円 年額 第1学年 107,000 上記以外 72,000 以内	円	円	円	円	円	円	給付	給付型 とは併 給不可	6月中～7月1日	学校運営支援センター 事務管理担当 06-6115-7641	大阪市内に住所を有し、市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）で、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く）に通学する生徒。 ※府の奨学のための給付金対象者は当該給付金額を控除する。 大阪府以外の給付型奨学金を受ける場合は、支給を停止、又は減額することがある。 請求にあたっては領収書等必要。
堺 市	年額 60,000 以内	年額 60,000 以内	年額 120,000	年額 120,000	年額 60,000 以内	年額 60,000 以内	年額 120,000	年額 120,000	給付	可	高校 7.1～7.10 大学 10月頃	学務課奨学係 072-228-7485	・高校生等で経済的理由により修学が困難な生徒。 世帯の前年分所得により審査。採用予定人員500名程度 大阪府の「奨学のための給付金」との併給不可 ・大学生等で日本学生支援機構の給付型第Ⅰ～第Ⅲ区分に採用された者のうち成績優秀な学生。採用予定人員120名程度
豊 中 市	年額 80,000 以内	年額 200,000 以内			年額 80,000 以内	年額 200,000 以内			無利子 貸付	可	3月～翌1月末	学務保健課 06-6858-2553	・高校生等で経済的理由により修学が困難な生徒 ・保護者が豊中市に在住であること ・連帯保証人（保護者でも可）を立てられること ・所得制限あり
池 田 市	3,000	3,000	10,000	10,000					給付	給付型 とは併 給不可	4.1～4.18	学務課 072-754-6291	・保護者が池田市に居住し、経済的理由のため学資の支弁が困難な者。 ・採用予定人数：各10名程度
箕 面 市	年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			年額 150,000 以内	年額 300,000 以内			無利子 貸付	可	4月初旬～随時	学校生活支援室 072-724-6760	・貸付額については担当室にお問い合わせください。 ・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
	年額 50,000	年額 50,000			年額 50,000	年額 50,000			給付	可	4月初旬 ～12月初旬		・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の給付計画による。 ・市民税非課税世帯対象（ただし生活保護世帯を除く）
高 槻 市	7,000	10,000	11,000	14,000	7,000	10,000	11,000	14,000	無利子 貸与	可	予約募集11.1～11.30 追加募集6月下旬～7月上旬	保健給食課学校保健チーム 072-674-7608	専修学校は修学年限2年以上が対象
摂 津 市		3,500				3,500			給付	可	7月～10月	こども政策課 06-6383-1980（直通）	・所得制限あり ・校長推薦必要
枚 方 市	4,500	6,500			4,500	6,500			給付	可	6月	学校支援課 050-7105-8044（直通）	住民税課税標準額の低い順に予算の範囲内で選定。 但し、府の奨学のための給付金対象者は選定の対象としない。
大 東 市	6,000	6,000	12,000	12,000	6,000	6,000			無利子 貸与	可	1.5～3月末	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可、専修学校は高等課程のみ、短大（専門職短期大学を含む）は大学（専門職大学を含む）と同じ
交 野 市	年額 40,000	年額 40,000	年額 60,000	年額 60,000					無利子 貸付	可	1.5～3月末	まなび支援課 072-892-0121（代表）	所得制限あり 連帯保証人が必要
八 尾 市	年額 20,000	年額 20,000			年額 20,000	年額 20,000			給付	可	5月～6月中旬	学務給食課学務係 072-924-3872（直通）	世帯の前年分所得等により審査（生活保護世帯を除く）を行い、定員（350名）を選考する。
			月額 50,000	月額 50,000			月額 50,000	月額 50,000	給付	給付型 とは併 給不可 ※	2月～3月	学務給食課学務係 072-924-3872（直通）	※1回限りの給付型奨学金は併給可。 ・大学等に入学予定の新1年生が対象（夜間部、通信教育課程は除く。専修学校は修業年限2年以上が対象） ・八尾市内に住所を有することのほか、18歳に達する年度時点で、A：児童養護施設等に入所していた・B：里親等のもとで養育されていた・C：保護者が児童扶養手当を受給しており住民税非課税世帯などの要件あり。 ・募集人数5名以内（選考あり）

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付・ 別・ 賞 付	と 他 の 併 給 学 の 金 可 否	募 集 期 間	担 当 課	備 考
	国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額	高等課程		専門課程						
					国公立 月 額	私 立 月 額	国公立 月 額	私 立 月 額					
柏 原 市	年額 1年生 150,000 2、3年生 各50,000	年額 1年生 150,000 2、3年生 各50,000			年額 1年生 150,000 2、3年生 各50,000	年額 1年生 150,000 2、3年生 各50,000			無利子 貸与	可	12月～3月	教育研究所奨学金係 072-970-3123	総額25万円 （年額：1年生15万円、2、3年生各5万円） 採用予定10名程度
河内長野市	3,000	3,000			3,000	3,000			給付	可	6.1～6.30	教育総務課 0721-53-1111(内729)	対象：住民税非課税世帯・準する世帯（生活保護世帯を除く。）専修学校高等課程は、高卒資格を得られる場合のみ。 採用：120名予定
大阪狭山市	12,000	12,000			12,000	12,000			無利子 貸与	不可	4月中	教育指導グループ 072-366-0011(内809)	学校長の推薦、連帯保証人が必要
和 泉 市	6,000	8,000			6,000	8,000			無利子 貸与	貸与型 とは併 用不可	2月初旬～3月中旬	教育・こども部学校教育室 0725-99-8160（直通）	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。 所得制限あり。連帯保証人が必要。
高 石 市	年額 60,000	年額 150,000	年額 150,000	年額 200,000	年額 60,000	年額 150,000	年額 60,000	年額 150,000	無利子 貸与	可	4.初旬～4.下旬	学校教育課 072-275-6434	中等教育学校の後期課程及び高専は高校と同じ。短大は専修学校と同じ。 貸付期間は、高等学校・高等専門学校・中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部については、貸し付けた月から法に定める当該学校の修行年限まで。専修学校・短期大学・大学については、貸し付けた月から当該年度末まで。
岸 和 田 市	5,000	10,000			5,000	10,000			無利子 貸与	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	保護者が本市に住所を有し、保護者の市町村民税所得割額が基準額以下である者。
貝 塚 市			15,000	20,000			15,000	20,000	無利子 貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108(ダイヤル)	本市に住所を有する世帯主の世帯に属する者で、経済的な理由により修学が困難なもの。短大は大学と同じ。所得制限あり。 通信課程は除く。学校長の推薦、連帯保証人が必要。 令和5年7月から企業代理返還制度を開始。代理企業の従業員の奨学金を企業が代わりに返済。企業、奨学生及び市の事前の合意が必要。
泉 佐 野 市	5,000	5,000	30,000 以内	40,000 以内	5,000	5,000	30,000 以内	40,000 以内	無利子 貸与	可	4月初旬	学校教育課 072-493-2090(直通)	本市に住所を有し、経済的理由による修学が困難な者 高等学校等又は大学等に在籍する者 ＊連帯保証人2名が必要。
能 勢 町	15,000	15,000	30,000	30,000	15,000	15,000	30,000	30,000	無利子 貸与	可	1月中旬～ 2月下旬	学校教育総務課 072-734-2693（直通）	所得制限あり 連帯保証人が必要
豊 能 町	12,000	12,000	25,000	25,000	12,000	12,000	25,000	25,000	無利子 貸与	可	4.1～4.30	教育総務課 072-739-3426	保証人が必要、所得制限あり 短大及び高専（4年以上）は大学と同じ
島 本 町	4,000	10,000							無利子 貸付	可	12.1～1.10	教育こども部教育総務課 075-962-2616	高等専門学校は高校と同じ
忠 岡 町	7,000	7,000							無利子 貸付	可	3.1～4.30	教育総務課 0725-22-1122	
田 尻 町			年額 100,000	年額 100,000			年額 100,000	年額 100,000	給付	可	7月・1月	教育管理課 072-466-5022	田尻町育英奨学金給付事業 田尻町内に住所を有し、日本学生支援機構の①給付型奨学金又は②貸与型（第1種 無利子）奨学金を受給している大学生等（大学生、短期大学生、高等専門学校生、専修学校生）に年額10万円、大学院生に年額20万円の育英奨学金を給付する。
			年額 200,000	年額 200,000									スーパーグローバル大学進学者奨学金給付事業 田尻町内に住所を有し、スーパーグローバル大学創生支援事業に指定された大学（タイプA）に在学している大学生に奨学金として年額20万円を給付する。

市 町 村 入 学 資 金 一 覧 表

令和7年3月現在

市町村名	高 校		大 学		専 修 学 校				給付の別	給金他 のとの 可の奨 否併学	募 集 期 間	担 当 課	備 考
	国公立	私 立	国公立	私 立	高等課程		専門課程						
					国公立	私 立	国公立	私 立					
豊 中 市	円	200,000 以内	円	円	円	円	円	円	有利子 貸付	不可	未定	学務保健課 06-6858-2553	・金融機関（市指定）への貸付の斡旋 ・期限内完済者に対しての利子補給制度あり ・3年以内に返済
箕 面 市		200,000 以内				200,000 以内			無利子 貸付	可	1月初旬 ～1月下旬	学校生活支援室 072-724-6760	・貸付額については担当室にお問い合わせください。 ・専修学校：修業年限2年以上が対象 ・採用予定者数：各年度の貸与計画による。
茨 木 市	第1子 100,000 第2子以降※ 180,000	第1子 100,000 第2子以降※ 180,000			第1子 100,000 第2子以降※ 180,000	第1子 100,000 第2子以降※ 180,000			給付	可	1月初旬～3月末	学校教育推進課 就学環境調整グループ 072-620-1684	市民税非課税世帯（生活保護世帯・里親世帯を除く） ※平成15月2日～平成23年4月1日生まれの兄弟姉妹が同一 世帯にいる場合、第2子として支給。該当者が2人以上の場 合、1人は第1子として支給
大 東 市	10,000	70,000	80,000	100,000	10,000	70,000			無利子 貸付	可	1.5～1.31	学校管理課 072-870-9642	大阪府育英会との併給は不可、専修学校は高等課程のみ、短大 （専門職短期大学を含む）は大学（専門職大学を含む）と同じ
交 野 市	60,000	60,000	90,000	90,000					無利子 貸付	可	1.5～3月末	まなび支援課 072-892-0121（代表）	所得制限あり 連帯保証人が必要
東 大 阪 市	250,000	250,000	500,000	500,000	250,000	250,000	500,000	500,000	無利子 貸付	可	9月頃・12月頃	学事課 06-4309-3272	・市内在住 ・所得制限有 ・保証人必要 ・短大は大学と同じ
八 尾 市		140,000 以内				140,000 以内			無利子 貸付	不可	11月下旬～ 12月中旬頃	学務給食課学務係 072-924-3872（直通）	・保証人が必要 ・申請先は在学する中学校 ・所得制限あり
松 原 市	150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			150,000 100,000 50,000	150,000 100,000 50,000			無利子 貸 付	可	12月中旬 ～ 1月中旬	教職員課 072-337-3132	貸付金額は3つの貸与額のいずれかを選択 申請は在学中学校で受付
和 泉 市	90,000	90,000			90,000	90,000			無利子 貸付	貸与型 とは併 用不可	2月初旬～ 3月中旬	教育・こども部学校教育室 0725-99-8160（直通）	大阪府育英会等、他の貸与型との併用不可。 所得制限あり。連帯保証人が必要。
	40,000	40,000			40,000	40,000			給付	可			生活保護法により高等学校等就学費を受けることができる場合 を除く。所得制限あり。
岸 和 田 市	100,000	150,000	200,000	200,000	100,000	150,000	200,000	200,000	無利子 貸付	可	12月初旬～中旬頃	教育総務部総務課学事担当 072-423-9607	保護者が本市に住所を有し、保護者の市町村民税所得割額が基 準額以下である者。
貝 塚 市	50,000 を限度	150,000 を限度	50,000 を限度	短大 200,000 を限度 大学 250,000 を限度	50,000 を限度	150,000 を限度	50,000 を限度	2年課程 200,000 を限度 3年課程以上 250,000 を限度	無利子 貸与	可	8月・1月	学校教育課 072-433-7108（ダイヤル）	各貸与額を限度として10,000円単位で希望する額を貸与。 8月募集分は、大学・専修学校（専門課程）が対象。 本市に住所を有する世帯主の世帯に属する者で、経済的な理由 により修学が困難なもの。所得制限あり。通信課程は除く。学 校長の推薦、連帯保証人が必要。 令和5年7月から企業代理返還制度を開始。代理企業の従業員の 奨学金を企業が代わりに返済。企業、奨学生及び市の事前の 合意が必要。
泉 佐 野 市	100,000	100,000			100,000	100,000			給付	可	9月	学校教育課 072-493-2090（直通）	高等学校等に進学しようとする泉佐野市立中学校3年生の申請 資格を有する保護者のうち、給付申請を行い、その審査の結 果、給付選定がなされた者。対象生徒 50人以内
能 勢 町	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	実費相当分	無利子 貸与	可	1月中旬～ 2月下旬	学校教育総務課 072-734-2693（直通）	入学時に必要となる教科書代、制服代の実費相当分を貸与。奨 学金の貸与を受けることが必要。
島 本 町	10,000	80,000							無利子 貸付	可	12.1～1.10	教育こども部教育総務課 075-962-2616	大阪府育英会の入学資金の貸与を受けている者は、貸与額の 1/2を貸与高等専門学校は高校と同じ

注意：利用にあたっては必ず各市町村の窓口で確認してください。

日本学生支援機構（大学、短期大学、専修学校専門課程）

貸与金額、家計基準、返還方法等

（令和7年3月現在）

学校種別 目 項			貸与月額			家計基準 （4人世帯の年収・所得の上限目安）						取扱窓口					
			第一種（無利子）（注1）		第二種 （有利子）	第一種（注1）		第二種		併用貸与（注2）							
			最高月 額	最高月額以外		給与 所得	給与 所得 以外	給与 所得	給与 所得 以外	給与 所得	給与 所得 以外						
大学	国公立	自 宅	円 45,000	円 20,000、30,000	2～12万円 （1万円単位） から選択	万円 880	万円 613	万円 1,309	万円 937	万円 826	万円 566	在学して いる学校 （在学は 大学・短 期大学・ 専修学校 （専門課 程）、 予約は高 校等）					
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000													
	私立	自 宅	54,000	20,000、30,000、40,000	（在学） 880								（在学） 613	（在学） 1,309	（在学） 937	（在学） 826	（在学） 566
		自宅外	64,000	20,000、30,000、40,000、50,000													
短期大 学・専修 学校 （専門課 程）	国公立	自 宅	45,000	20,000、30,000	私立大学の医学・ 歯学・薬学又は獣 医学を履修する課 程に在籍する者 は、月額12万円 を選択した者に限 り医学・歯学は4 万円、薬学・獣医 学は2万円の増額 ができる。（増額 部分に係る利率 は、原則として基 本月額に係る利率 に0.2%上乗せし た利率で計算）	（予約） 803	（予約） 552	（予約） 1,250	（予約） 892	（予約） 743	（予約） 506						
		自宅外	51,000	20,000、30,000、40,000													
	私立	自 宅	53,000	20,000、30,000、40,000		（予約） 803	（予約） 552	（予約） 1,250	（予約） 892	（予約） 743	（予約） 506						
		自宅外	60,000	20,000、30,000、40,000、50,000													

（注1）第一種奨学金の「最高月額」は併用貸与の家計基準を満たしている場合に選択可。

（注2）第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを併用貸与といいます。

（注3）家計基準は、在学については令和7年度在学採用における目安、予約については令和8年度進学予定の予約採用における目安です。

（注4）給付奨学金（又は高等教育の修学支援新制度による授業料等減免）と併せて第一種奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が調整（減額）されます。

1 申込対象者

（1）予約採用の場合

高等学校等を卒業見込みの人、卒業後2年以内の人で、大学・短期大学又は専修学校専門課程へ進学する希望をもっている、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な人。

※高等学校卒業程度認定試験の合格（見込）者も対象となる場合があります。詳細はJASSOホームページで確認してください。

※海外大学へ進学する希望を持っている人も対象となります。

（2）在学採用の場合

大学・短期大学又は専修学校専門課程に在学する学生等で、優れた資質を有し、経済的理由により修学困難な人。

2 家計基準

表中の家計基準は、4人世帯の家計を支えている人の年収・所得の上限額の目安です。

原則として、申請時に提出されたマイナンバーに基づく住民税情報にて審査します。

※詳細はJASSOホームページで確認してください。

3 学力基準

(1) 第一種（併用貸与を含む）

① 予約採用の場合

高等学校等における申込時までの成績の評定平均値が3.5以上

＊評定平均値が3.5に満たない場合であっても、次のア～ウのいずれかの条件に該当し、かつ、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって進学しようとする大学等における学修意欲がある者として学校から推薦されれば、学力基準を満たすとして扱います。

ア．生計維持者（原則父母）の貸与額算定基準額が0円である

イ．生計維持者（原則父母）が生活保護法による生活保護を受給している

ウ．社会的養護を必要とする人である

② 在学採用の場合

高等学校等における最終2か年の成績の平均値が3.5以上（大学・短大）

＊生計を維持する人（2人いる場合には2人とも）の貸与額算定基準額が0円の場合、生活保護を受けている世帯の者又は社会的養護を必要とする者に該当する場合は、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア．入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること

イ．将来社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

(2) 第二種

① 予約採用の場合

・高等学校等での申込時までの全履修科目の学習成績が、当該学校におけるその人の属する学年の平均水準以上であること

・特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること

・大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること

② 在学採用の場合

上記に同じ

■高等学校卒業程度認定試験の合格者、機構が定める基準に該当する科目合格者又は出願者は、第一種・第二種奨学金の学力基準に準すると認められます。

4 返還方式

第一種奨学金は、「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」のいずれか1つのみを申込時に選択します。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」のみとなります。

5 減額返還制度・返還期限猶予制度（審査あり）

(1) 減額返還制度

卒業後、災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、一定の要件を満たすことで、返還期間を延長して返還月額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額することができます。

1回の申請で認められる適用期間（延長後の返還期間）は1年（12ヶ月）が限度で、通算の適用期間は15年（180ヶ月）が限度です。

＊前記4返還方式にて「所得連動返還方式」を選択した人は、減額返還制度を利用できません。

(2) 返還期限猶予制度

○在学猶予… 卒業後、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校に在学する場合、「在学届」又は「在学猶予願」の提出により卒業時まで返還期限が猶予される制度です。（通算10年が限度）

○一般猶予… 卒業後、災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、願出により返還期限が猶予される制度です。（通算10年が限度。ただし、傷病等の事由によっては制限なし。）

6 返還免除

本人が死亡、精神若しくは身体の障害により、返還ができなくなった場合は、願出によって返還未済額の全部又はその一部の返還が免除される制度です。

日本学生支援機構の奨学金制度について詳しく知りたい場合は、ホームページにて確認。

※貸与・給付奨学金に関する手続きのスケジュール等については、在学する学校に確認。

ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

☆入学時特別増額貸与奨学金

【利率：年3%を上限とする基本月額に係る利率に0.2%を上乗せした利率（財投の利率が年2.9%を超え年3.1%以下の場合は年3.1%とし、財投の利率が年3.1%を超える場合は財投の利率が適用される）】

- ①対 象 予約採用又は第一学年において第一種・第二種奨学金を申し込んだ人で、奨学金選考時の家計基準に用いられた貸与額算定基準額が75,000円以下となった人。又は「国の教育ローン」に申込みをしたけれど低所得等を理由に利用できなかった人（申込要件を満たさず、申し込みなかった人を含む）。
- ②申込時期 第一種・第二種奨学金申込時に希望する。
- ③貸与額等 初回基本月額に1回のみ10～50万円（10万円単位）から選択した金額を増額

☆海外留学を希望する人の予約奨学金（第二種奨学金:有利子）

- ①対 象 経済的理由により修学に困難があると認められる人で、
（進学前に申し込む予約採用）
ア.高等学校等を卒業見込みの人または卒業後2年以内の人
イ.高等学校卒業程度認定試験合格者（科目合格者、受験手続済みの人含む）

（進学後に申し込む在学採用）
ウ.海外の大学に在学する人

- ②申 込 等 在学する学校又は卒業した学校で予約申込（上記イ.ウの人は機構に直接申込）
- ③貸 与 額 月額 2万円～12万円（1万円単位）から選択
併せて、入学時特別増額貸与奨学金を選択可

☆日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の返還例

1年次から卒業まで貸与した場合（定額返還方式）

		貸与月額 (自宅通学) 円	貸与月数 月	返還総額 円	月賦金額 円	返還回数 (年)
大 学	国公立	45,000	48	2,160,000	12,857	168 (14)
	私 立	54,000		2,592,000	14,400	180 (15)
短期大学 専修(専門) 2年課程	国公立	45,000	24	1,080,000	7,500	144 (12)
	私 立	53,000		1,272,000	8,833	144 (12)
専修学校 (専門課程) 3年課程	国公立	45,000	36	1,620,000	10,384	156 (13)
	私 立	53,000		1,908,000	12,230	156 (13)
国公・私立、自宅・自宅外共通		30,000	24	720,000	6,666	108 (9)
			48	1,440,000	9,230	156 (13)

※第一種奨学金の返還方式は、返還完了まで返す月額が同じ「定額返還方式」、所得に応じ月額で返還する「所得連動返還方式」のいずれかが選択可能です。

※利子付きの貸与奨学金 「第二種奨学金」 を利用した場合は、奨学金の貸与が終わったときに決定する利率により利子が発生します。利率は年3%を超えないように定められており、直近の利率（令和6年11月貸与終了分の利率）は、利率固定方式だと年1.340%、利率見直し方式だと年0.800%となっています。

（参考）利率は、国からJASSOが借り入れた資金（財政融資資金）を償還するときと同じ利率で、極めて低水準にあります。JASSOが国に償還するときの利率が3%を超えたときや奨学生が在学中等に発生している利子分は、奨学生が払うのではなく、国が補填（国が支援）する制度となっています。

※「第二種奨学金」、「第一種・第二種併用貸与」や「月賦・半年賦併用返還」、「所得連動返還方式」を希望する場合等、上記の表にない条件でも、JASSOホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

シミュレーション・メニュー

奨学金はいくら必要な？

奨学金貸与・返還
シミュレーション

いくら借りたらいくら返すのか
シミュレーションができます。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、
在学中に借りた奨学金を卒業後に毎月返還していく制度です。
「いくら奨学金を借りればいいのか？」
「毎月いくら返還していくことになるのだろうか？」
考えながらシミュレーションしてみましょう。

返還のことを
考えてみよう！

開始

※第一種奨学金（無利息）は、収入に応じた月額で返還していく
「所得連動返還方式」を選択することができます。
▶「[所得連動返還方式](#)」の概要はこちら

独立行政法人日本学生支援機構 Copyright © JASSO. All rights reserved.

☆給付奨学金

収入・所得の上限額の目安

⚠ 表中の金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者（会社員等）の世帯 （年間の総収入金額）				（★）が給与所得者以外（自営業者等）の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①（★）	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①（★）、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①（★）、 親②（無収入）、中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①（★）、 親②（給与所得者）、中 学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：587 親②：155	親①：147 親②：115	親①：148 親②：155	親①：201 親②：155	親①：403 親②：155
5人	あなた、親①（★）、 親②（パート）、 大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：698 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100	親①：530 親②：100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。
※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売り上げから経費を差し引いた金額
あなたが2025年1月1日時点で16～18歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入（所得）がないものとして計算しています。

（2025年度給付奨学金案内より抜粋）

制度の詳細や最新の情報については、以下をご覧ください。

- 文部科学省ホームページ「学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度」
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>
- 日本学生支援機構ホームページ「給付奨学金（返済不要）」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

大阪府育英会奨学金貸付（高校、専修学校高等課程等）

大阪府育英会では、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒の方に、奨学金の貸付を行っています。

【奨学金の種類】

- ・入学時増額奨学資金：高校等（中等教育学校の後期課程を除く）入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けます。
- ・奨学資金：高校等在学中に、必要な学資を貸し付けます。

○申込資格者

- ・保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に進学を希望、又は在学する生徒の方
※成績要件はありません。

○申込期間等

募集区分	申込期間	申込先
予約募集 （奨学資金・入学時増額奨学資金）	中学校3年生の 9月上旬から10月上旬頃で 各中学校が定める期間	在学している中学校
在学募集 （奨学資金のみ） ※入学時増額奨学資金は申込みできません。	高校等進学（進級）後の 4月中旬から5月上旬頃で 各高校等が定める期間	在学している高校等

○所得基準・貸付限度額等

区分	対象 学校	所得基準		貸付限度額【年額】 （貸付額：貸付限度額の範囲内で希望する額[1万円単位]）
		下記【算式】 による算出額	年収めやす （※1）	
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	～800万円	授業料実質負担額（※2）＋その他教育費10万円 （授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円）
	私立 のみ	251,100円以上 347,100円未満	800万円～ 1,000万円	24万円 （授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限。 府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円 以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付 限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。）
入学時増額 奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	～800万円	国公立 10万円以内（通信制課程も同額） 私立 37万円以内（通信制課程は27万円以内） ※私立の場合、タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万 円（通信制課程は20万円）です。

【算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者合算）
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額）

■上記は、令和7年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。

（※1）保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

（※2）各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額

○奨学金の返還

- ・高校等を卒業後、6ヶ月を経過した後、育英会が定める額を返還しなければなりません。
- ・返還額及び返還期間は借入総額等により異なります。
 - (1) 入学時増額奨学資金のみ「37万円」を借りた場合
 - ・返還月額4,000円（返還年額48,000円） 返還期間 7年9ヶ月
 - (2) 奨学資金のみ「30万円」を借りた場合
 - ・返還月額8,000円（返還年額96,000円） 返還期間 3年2ヶ月
 - (3) 入学時増額奨学資金「37万円」と奨学資金「30万円」の「総額67万円」を借りた場合
 - ・返還月額10,000円（返還年額120,000円） 返還期間5年7ヶ月

○返還の猶予・減免

- ・借入された方が、病気や経済的な理由により、約束どおりの返還が困難となった場合、返還が猶予される場合があります。また、死亡や障害等によって返還することができなくなった場合、返還が免除される場合があります。
- ・返還の猶予や減免には、所定の手続きが必要です。必ず大阪府育英会に連絡してください。

上記奨学金に関する問い合わせ先

在学する学校 又は 公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課 （電話番号06-6357-6272）

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

修学資金（令和7年3月末現在）

			貸付限度額（月額）		申込期間	据置期間	問合せ先
			自 宅	自 宅 外			
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	1～3年	27,000円	34,500円	入学決定後随時申込 ※事前の面談等が必要となり、貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。また、要件により貸付できない場合があります。	卒業後6か月	子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等 （福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は、府子ども家庭センター） ※政令市、中核市にお住まいの方は各市の窓口へお問い合わせください。
	私立	1～3年	45,000円	52,500円			
高等専門学校	国公立	1～3年	31,500円	33,750円			
		4・5年	67,500円	76,500円			
	私立	1～3年	48,000円	52,500円			
		4・5年	98,500円	115,000円			
短期大学	国公立	その学校の定める最短修学年限	67,500円	96,500円			
	私立		93,500円	131,000円			
専修学校 （専門課程）	国公立		67,500円	78,000円			
	私立		89,000円	126,500円			
大 学	国公立		71,000円	108,500円			
	私立		108,500円	146,000円			
大学院	国公立	修士課程	132,000円	132,000円			
		博士課程	183,000円	183,000円			
	私立	修士課程	132,000円	132,000円			
		博士課程	183,000円	183,000円			

※高校授業料実質無償化は貸付対象外。

※各種学校については「修業資金」として貸付できる場合があります。詳しくは上記問合せ先にご相談ください。

就学支度資金（令和7年3月末現在）

			貸付限度額（入学時のみ）	申込期間	据置期間	問合せ先
高等学校 専修学校 （高等課程）	国公立	自 宅	150,000円	入学決定から入学金等 納入後1か月を経過するまで （高等学校入学の場合及び専修等による大学等入学の場合は、受験票受領後から申込可） ※事前相談が必要	同 上	同 上
		自宅外	160,000円			
	私立	自 宅	410,000円			
		自宅外	420,000円			
高等専門学校 短期大学 大 学 専修学校 （専門課程）	国公立	自 宅	410,000円			
		自宅外	420,000円			
	私立	自 宅	580,000円			
		自宅外	590,000円			
大学院	国公立		380,000円			
	私立		590,000円			

○貸付対象者

- ・ 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父及び寡婦が現に扶養する子
- ・ 父母のない20歳未満の児童

○連帯保証人

- ・ 子自身が貸付を受ける場合は、返済能力のある母、父又は第三者が連帯保証人になる必要があります。

○申込期間

- ・ 修学資金：入学決定後随時 就学支度資金：入学決定後～入学金等納入後1か月を経過するまで

○貸与期間

- ・ （修学資金）申請月から在学する学校の最短修学年限の終期まで

○返済方法

- ・ 月賦 口座振替 卒業後6か月間の据置期間経過後から返済開始。違約金(延滞金)は年3%（令和7年3月末現在）。

○申込に必要な書類

- ・ 戸籍謄本（発行後3か月以内のもの）
- ・ 世帯全員の住民票（全部事項証明書）（発行後3か月以内のもの）
- ・ 借受人の個人番号がわかる書類
- ・ 児童扶養手当証書の写しなど扶養を証明する書類
- ・ 申請者もしくはその母、父及び連帯保証人の収入を証明する書類
- ・ 申請者もしくはその母、父が税等の公共料金を滞納していないことを証明する書類
- ・ 修学資金：入学を証明する書類 就学支度資金：合格通知等、入学を証明する書類
- ・ 学校案内（入学金・授業料等がわかるもの）
- ・ その他（詳しくは相談時にご確認ください）

○その他

- ・ 無利子貸付です。
- ・ 大阪府育英会や日本学生支援機構等の貸付を利用している場合は、当資金の貸付限度額との差額の範囲内での貸付となります。
- ・ 高等教育の修学支援新制度による支援が決定した方は、減免額及び給付型奨学金受給額を控除した範囲内での貸付となります。
- ・ 生活保護を受けている場合などは、子自身が借主となり、別世帯の連帯保証人を設けることにより貸付申請が可能です。
- ・ 貸付は生活状況と返済能力等の審査後、必要性和返済能力が認められる場合に限ります。
- ・ 返済期間は計画を立てたうえで、できるだけ短期間になるように設定してください。
- ・ これらの取扱いは大阪府が所管する市町村（政令市・中核市以外）に関するものです。

大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市にお住まいの方は、それぞれの市へお問い合わせください。

日本政策金融公庫（国の教育ローン）

融資金額、所得基準、申込期間等

令和7年4月現在

対象者 / 項目		融資額	所得基準		申込期間	返済期間	据置期間	返済方法
			給与所得者	事業所得者				
対象となる学校に入学・在学する者の保護者		学生・生徒1人につき上限350万円 利率年2.95% (R7.4現在)	世帯の年間収入の上限額	世帯の年間所得の上限額	随時	最長20年 ^(※) (※) 令和7年度予算成立に伴い、返済期間が最長18年から20年となります。	在学期間内で利息のみの返済が可能です	毎月元利均等返済またはボーナス月増額返済
			790万円 (子供1人) 890万円 (子供2人) 990万円 (子供3人)	600万円 (子供1人) 690万円 (子供2人) 790万円 (子供3人)				
			子供の人数が2人以下で上記金額を超える場合でも、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください					

子供の人数が2人以下で上記金額を超える場合でも、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください

○融資対象校及び融資対象経費

融 資 対 象 校	融 資 対 象 経 費
① 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部 ② 短期大学、大学、大学院、専門職大学、専門職大学院 ③ 専修学校、各種学校、予備校、デザイン学校など ④ 外国の高等学校、大学、大学院、短期大学、語学学校など（3か月以上の留学に限る）	①学校納付金（入学金、授業料など） ②受験にかかった費用（受験料、交通費、宿泊費など） ③アパート・マンションの敷金・家賃など ④教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用

○主な提出書類

- ① 借入申込書
- ② 運転免許証（両面）・マイナンバーカード（表面のみ）・パスポートのうち、いずれか一つ
- ③ 世帯全員（続柄を含む）が記載された住民票の写し（原本）又は住民票記載事項証明書（いずれも本籍地や個人番号（マイナンバー）の記載は不要）
- ④ 源泉徴収票又は確定申告書（控）
- ⑤ 住宅ローン（又は家賃）と公共料金のお支払いを確認できる預金通帳（最近6か月分以上）
- ⑥ 在学資金を申し込む場合は、在学を確認できる書類（学生証、在学証明書など）とお使いみちが確認できる書類（授業料納付通知書、学校案内など）
- ⑦ 連帯保証人による保証を希望の場合、予定連帯保証人の源泉徴収票または確定申告書（控）

○保証

（公財）教育資金融資保証基金の保証又は連帯保証人1名以上

保証料のめやす（毎月元利均等返済、元金据置期間なしの場合）

単位：円

融資金額	返済期間	5年	10年	20年
300万円		78,105	154,956	312,405
200万円		52,070	103,304	208,270
100万円		26,035	51,652	104,135

○返済例（年2.95%の場合）

毎月元利均等返済の場合

単位：円

融資金額	返済期間	毎月返済額
200万円	5年	36,500
	10年	19,500
	20年	11,100

ボーナス月増額返済の場合（ボーナス返済分を融資金額の1/5とした場合）

単位：円

融資金額	返済期間	平常月の返済額	ボーナス月返済額
200万円	5年	29,200	72,200
	10年	15,600	38,700
	20年	8,900	22,100

※金利は変更となる場合がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認ください。

○問い合わせ先

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL0570-008656(ナビダイヤル) または 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00～19:00

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く

生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）

貸付金額、所得基準、申込期間等

教 育 支 援 費（無利子）

校種 \ 項目	貸付月額	申込期間	返還期間	取扱窓口
高 等 学 校 (専修学校の高等課程を含む)	35,000円以内	随 時	修業年限の3倍以内の期間 据置期間 卒業後6か月以内	各市区町村社会福祉協議会
高 等 専 門 学 校	60,000円以内			
短 期 大 学 (専修学校の高等課程を含む)	60,000円以内			
大 学	65,000円以内			

※特に必要と認められる場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能。

就 学 支 度 費（無利子）

500,000円以内	入学した月末	修業年限の3倍以内の期間 据置期間 卒業後6か月以内	各市区町村社会福祉協議会
------------	--------	----------------------------------	--------------

○申込対象者

本資金は進学・在学する本人が借入申込者、属する世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

- ・ 大阪府内に居住している世帯（居住地と住民票が一致していること。）
- ・ 大阪府内に居住する外国人登録のある外国人で、将来とも永住する世帯

○所得基準

- ・ 生活保護基準額の1.8倍以内の低所得者世帯
- ・ 生活保護世帯（福祉事務所長（大阪市内は保健福祉センター所長）の保護意見書が必要。）

○貸付の対象とならない世帯

- ・ 生活福祉資金の連帯保証人がいる世帯
- ・ 生活福祉資金、小口生活資金、大阪市緊急援護資金等を借りて滞納している世帯
または破産申し立てをした世帯（コロナ特例貸付を除く）
- ・ 原則として、母子・父子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯
または借り入れのできる世帯
- ・ 破産申立手続中の世帯 など

○申込に必要な書類

- ①借入申込書
- ②借入申込者と連帯借受人の本人確認書類
- ③住民票（世帯全員が記載され、続柄が明記されている3か月以内に発行されたもの）
- ④借入申込者と同居で収入のある世帯全員の現在の所得を証明する書類
※生活保護世帯の場合は福祉事務所長の保護意見書
- ⑤生活福祉資金貸付事業にかかる同意書
- ⑥新入生は「合格通知書」、在学学生は「在学証明書」
- ⑦就学期間中の必要経費明細書
- ⑧他の奨学金の決定状況が分かる書類
- ⑨その他必要関係書類（例：債務がある場合の返済状況等のわかる書類）

○償還方法

- ・ 月賦均等償還（指定の金融機関からの自動振替）

ヒューファイナンスおおさか

大 学（高 校）入 学 準 備 資 金 融 資

1 融資条件、融資額

日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金等の利用（予定）者で奨学金等が給付・貸与される前に授業料等を支払う必要があること。

- ① 高校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に進学する場合
⇒ 60万円以内の必要とする額
- ② 大学、短期大学、専修学校（専門課程）に進学する場合
⇒ 150万円以内の必要とする額

2 対象者

大阪府内に住所を有し、進学を希望する方の保護者等で府教育庁または市町村の相談窓口において進学指導等の相談を受けた方

- ① 中学卒業予定の方及び中学を卒業した方
- ② 高校卒業予定の方及び高校を卒業した方

3 返済

進学する学校の修学年限以内で原則として融資月の翌月から元利均等の分割返済を行う。

4 連帯保証人

大阪府内（やむを得ない場合は近畿圏内）に居住する65歳未満の方で、申込者と別世帯かつ安定した所得のある方

※連帯保証人にはヒューファイナンスおおさかから、別途、電話確認がある。

5 必要書類

○ 申込者

- ① 大学（高校）入学準備資金融資申込書
- ② 卒業したことが確認できる書類（卒業証書の写）
- ③ 入学が確認できる書類（合格証書の写、合格通知書の写など）
- ④ 進学する学校の概要（募集要項の写など）
- ⑤ 学費等の明細書（入学手続要項の写など）
- ⑥ 学費納入金受領書（振込依頼書兼領収証の写など）
- ⑦ 奨学金等採用通知書（通知の写）
- ⑧ 確定申告書の写（自営業等）（本人及び保証人）
- ⑨ 勤務先の源泉徴収票の写（本人及び保証人）
- ⑩ 取引銀行の通帳を持参（公共料金引落口座、借入金返済口座など）
- ⑪ 印鑑証明書（本人及び保証人）
- ⑫ その他必要書類

○ 市町村等の相談窓口

- ① ヒューファイナンスおおさか相談確認票（相談機関の代表者印を押印のこと）
- ② ヒューファイナンスおおさか入学準備資金融資相談票（初期相談用）・入学時納付金収支計算書など

6 その他

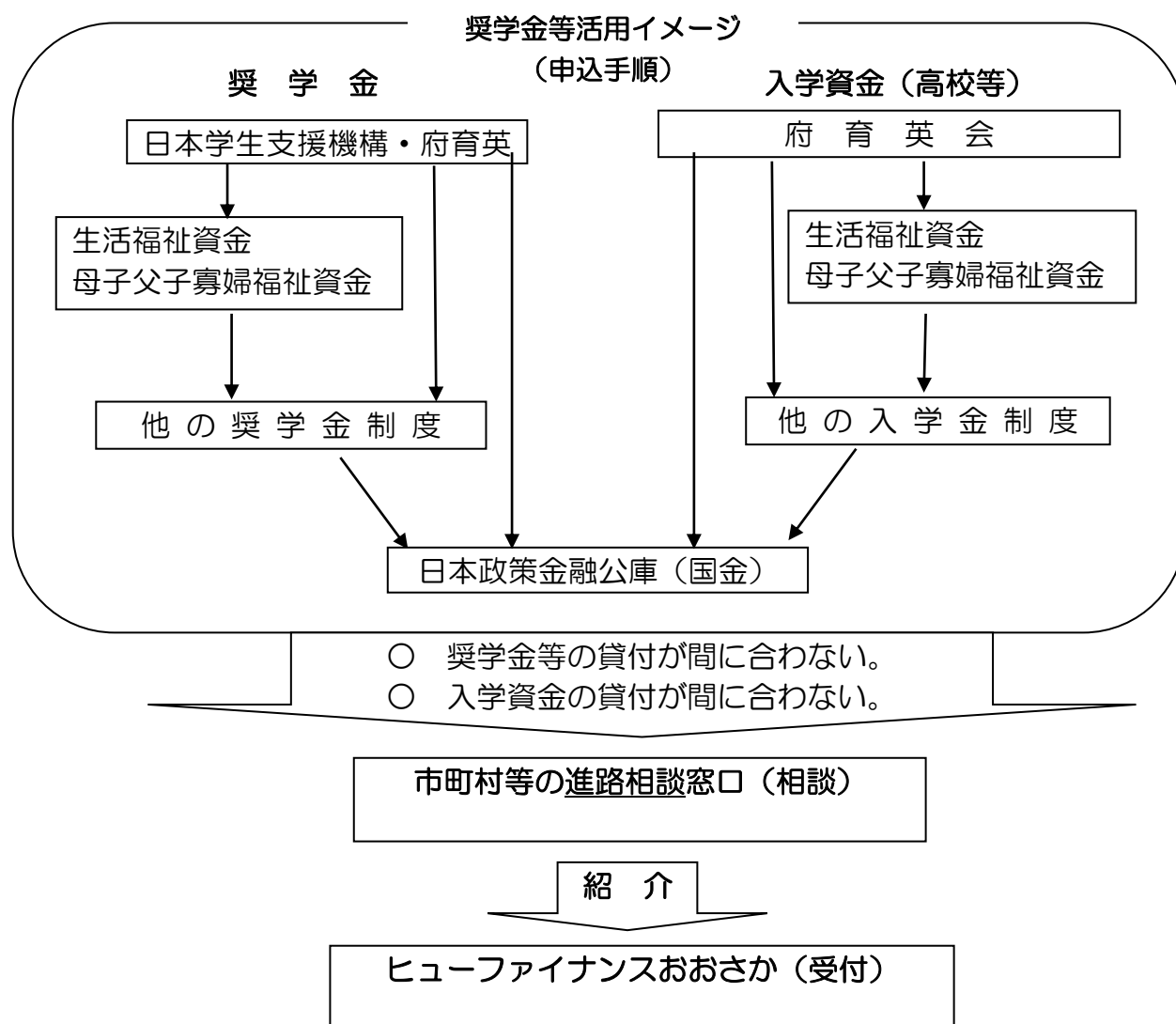
相談員は、相談者がヒューファイナンスおおさかに申込に行く際には、同行するなどして、これまでの相談内容を引き継ぎ円滑な審査ができるよう配慮する必要がある。

ヒューファイナンスおおさか 入学準備資金融資の申込みにあたっての留意点

日本学生支援機構、大阪府育英会、福祉部局などの奨学金や入学資金が採用されても入学後に給付・貸与されるものがほとんどで、入学金や授業料の納付に間に合わないことが多い。このようなときは、日本政策金融公庫の教育ローンなどを利用することが有利であるが、審査の結果、借入れできない場合がある。

ヒューファイナンスおおさかの入学準備資金融資は、このような場合に入学に必要な入学時納付金等を融資することを目的に創設されたものである。

したがって、府教育庁または市町村等進路相談窓口（「奨学金制度全般についての問い合わせ先」参照）での相談を経た後に申込みができるものであるとともに、奨学金等の申請漏れなどを救済する制度でないということ、また審査により希望に添えない場合があることを十分にご理解願いたい。



○ヒューファイナンスおおさかにおける申込みの受付

- 1 本人からの直接の申込みは、受け付けない。
- 2 府教育庁、市町村等の相談窓口を経由した申込みを、受け付ける。

保育士をめざす方のための貸付事業（返還免除要件あり）

＜保育士修学資金貸付事業＞

この制度は、保育士を目指す方を対象に保育士養成施設での修学のために必要な費用を貸付け、卒業後に保育士として大阪府内の保育所等の施設で5年間引き続き従事された場合、全額返還免除となる貸付制度です。

養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。（低所得世帯に属する高校3年生を対象とした事前申請制度もあります。詳細はお問い合わせください。）

貸付	対象者	用途	貸付限度額	貸付限度 期間	全額返還免除の 主な要件
保育士修学資金貸付	保育士養成施設で学ばれる方	学費、入学準備金、就職準備金など	1人当たり (1) 基本額 学費月額 5万円（月額） (2) 加算額 入学準備金 20万円（入学時） 就職準備金 20万円（卒業時） (3) その他 就職準備金について、(1) 基本額の貸付を受けていない者で、最終学年開始時に申請をする場合に限り、就職準備金のみ申請も可。	2年間	卒業後5年間 保育所等に従事

■貸付の対象となる方 ■※保育士養成施設に在学中で、①、②いずれかを満たすこと。③～⑤はいずれも要件を満たすこと。

- ① 大阪府内の保育士養成施設（通信制を除く）に在学していること。
- ② 大阪府内に住所を有していること。（住民票と住所地が一致すること）
- ③ 優秀な学生で、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。
- ④ 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として児童の保護等の業務に従事しようとする意思を有していること。

- ⑤ 連帯保証人1名の同意が得られること。連帯保証人の要件は、大阪福祉人材支援センターHPをご参照ください。

※修学のために必要な範囲で他の奨学金との併給を認めています。併給できないものもありますので、詳細はお問い合わせください。

■貸付できる金額■

(1) 基本額

- ◎ 月額 50,000円以内（修学期間中のうち2年以内）

※修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、貸付金額が2年に相当する金額の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

(2) 加算額

- ◎ 入学準備金 200,000円以内（初回・入学時のみ）
◎ 就職準備金 200,000円以内（卒業時のみ）
◎ 生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）に属する貸付対象者については、生活費を加算することができます。生活費加算の額は、貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認めた額。

例）大阪市内在住で養成施設入学時に生活保護を廃止された方であればおおむね47,000円程度

(3) その他

就職準備金について、(1) 基本額の貸付を受けていない者で、最終学年開始時に申請をする場合に限り、就職準備金のみ申請も可。

■申請に必要な書類■

- ① 保育士修学資金貸付申請書
- ② 同意書（申請者及び連帯保証人全員の記名されたもの）
- ③ 発行日が申請日より3か月以内の申請者を含む世帯全員・続柄が記載されている住民票
- ④ 連帯保証人の令和5年中所得を証明するもの（令和6年度の府・市町村の住民税課税証明書等）
- ⑤ 学業成績証明書（直近の在学時の証明書）
- ⑥ 生活費加算を希望する場合は生活保護廃止証明書もしくは府・市町村民税課税証明書等
- ⑦ 「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は、独立行政法人日本学生支援機構が発行する「大学等奨学生採用候補者決定通知」（写し）
（詳しくは大阪福祉人材支援センターHPをご参照ください）

大阪府内の指定保育士養成施設一覧等については、下記のページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/yousei/index.html>

※他府県における指定保育士養成施設については厚生労働省ホームページをご参照ください。

お問合せ先（大阪府社会福祉協議会）

本事業の詳細及び資料請求の方法については、下記リンク先に掲載しています。

大阪府社会福祉協議会（大阪福祉人材支援センター）ホームページ（外部サイト）

<https://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/kashitsuke/hoiku/>

※上記は、令和7年度の制度内容です。

介護福祉士・社会福祉士修学資金

貸付金額、所得基準、申込期間等

(無利子)

○本資金は、一般募集と入学前募集（生活保護受給世帯向け）があります。

○一般募集の申請は在学中の養成施設へ申請、入学前募集は実施主体の大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」という）へお問い合わせください。

養成課程	貸付金額（月額）	所得基準	返還期間	返還免除	申請時期	取扱窓口
介護福祉士 社会福祉士	50,000円以内 ※所得によっては生活費加算有	なし	5年以内	下記、返還免除要件のとおり	4月～5月	在学している養成施設

※一般募集の場合

■貸付の対象となる方■

- ① 大阪府内の介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学していること。
- ② 大阪府内に住所を有していること（住民票と住所地が一致すること）もしくは大阪府内の養成施設に在学していること。
- ③ 修学に際し、経済的援助を必要としていること。
- ④ 養成施設卒業後、大阪府内の施設等で介護福祉士又は社会福祉士として、引き続き5年以上介護又は相談援助の業務に従事しようとする意思を有していること。
- ⑤ 下記記載の要件を満たす連帯保証人を設定できること。

■貸付できる金額■

- ◎ 月額 金50,000円以内（修学期間中）
- ◎ 入学準備金 金200,000円以内（初回のみ）
- ◎ 就職準備金 金200,000円以内（最終回のみ）
※就職準備金は夜間課程、社会福祉士短期養成施設、通信課程に在学の場合は対象外
- ◎ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内
※国家試験受験対策費用は介護福祉士国家試験を受験する意思のある方のみ対象
- ◎ 生活費加算

貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内で必要と認めた額。例）大阪市内で高校卒業後すぐに進学であればおおむね42,080円程度
非課税世帯の場合は25,000円以内。

■連帯保証人の要件■

連帯保証人が原則1名必要です。

なお、連帯保証人は個人もしくは法人になることができます。

- ◎ 申請者が未成年の場合、連帯保証人は申請者の法定代理人（親権者及び後見人）となります。法定代理人が以下の要件を満たさない場合は、別にもう1名の連帯保証人が必要となります。
- ◎ 連帯保証人の要件は以下のとおりです。

【個人の場合】

・下記の⑦・⑧・⑨の要件をすべて満たす日本国内に居住する成年の方を連帯保証人としてください。

⑦独立した生計を営んでいる。

⑧申請日において年齢が65歳未満である。

⑨安定した収入がある。

【法人の場合】

・連帯保証人となる法人については、下記の⑦・⑧のいずれかの要件を満たす法人を連帯保証人としてください。

⑦府社協における法人保証の審査・承認を受けている

⑧介護福祉士修学資金補償制度に加入している（介護福祉士修学資金のみ）

○返還免除要件

免除内容	免除要件
全額免除	・介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務を引き続き5年間従事したとき
一部免除	・介護福祉士もしくは社会福祉士養成施設を卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として引き続き貸付けを受けた期間（貸付期間が2年未満の場合は2年）以上、大阪府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に従事したとき。ただし、真にやむを得ない場合に限り、貸付けを受けたものの状況を十分に把握の上、個別に適用する。貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事したものであっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

○返還方法

上記の返還免除要件を満たさない場合や養成施設を退学した場合は、本資金を返還しなければなりません。

5年以内の期間に、一括又は均等分割（月賦、半年賦、年賦）のいずれかの方法により返還していただきます。

生活保護費「高等学校等就学費（生業扶助）等」

1 給付対象者

生活保護受給世帯

2 給付対象となる学校等

- (1) 高等学校（全日制・定時制・通信制） (2) 中等教育学校の後期課程
 (3) 高等専門学校 (4) 特別支援学校の高等部（別科を除く）
 (5) 高等学校等で就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校
 （修業年限が3年以上であり、普通教育科目を含む就業時数がおおむね年800時間以上、外国人学校も可）

※ 高等学校等就学費の給付期間は、正規の就学年月数とする。

3 給付の内容（基準額は、令和7年度の金額）

費目	主な内容	基準額	具 体 的 内 容
学用品費等	学用品費、通学用品費等	7,300円	・基準額は、月額
学級費	学級費、生徒会費	2,170円以内	・基準額は、月額
通学費	通学のための交通費	必要最小限度の額を実費支給	・通学用自転車の購入費は必要最小限度の額を実費支給（防犯登録料、駐輪場使用料、個人賠償責任保険料、自転車の修理代を含む）
授業料	授業料	公立高校等授業料相当額	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条各号に掲げるものに在学し、同法第3条第1項の支援金が支給される時は給付不可 ・私立学校においては、公立学校の額が上限 ・一定期間分を一括納入する必要がある場合は、その期間に相当する額を必要な時期に一括給付することは可
入学料	入学金	公立高校等入学料相当額	・都道府県の条例に定める額によって設定 ・私立学校においては、公立高校の額が上限
入学準備金	学生服、カバン、靴等	118,200円以内	・学生服、通学用カバン及び靴など（その他教材費の対象となるものを除く学校指定用品） ・福祉事務所が必要と認めた場合、複数回支給を認める
受験料	入学考査料	30,000円以内（私立高校含む）	・原則、2回まで、1校につき30,000円まで（いずれの高校にも合格せず、二次募集を受験する等やむを得ない理由がある場合に限り、必要最小限の回数の給付を認める。）
教材費	教科書、副読本図書等	実費支給	・正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が必ず購入する教科書、副読本の図書、楽譜、ワークブック及び和洋辞典 ・正規の教材の利用に必要な、ICTを活用した教育にかかる通信費
学習支援費	クラブ活動費	101,000円以内	・クラブ活動等の課外活動に要するもの ・基準は、年間上限額

※ 修学旅行費は給付対象外

※ 高等学校等就学費用の給付対象外となる経費や基準額の範囲内で賄い切れない経費（修学旅行費や私立高校における授業料不足分）については、貸付金、学生本人のアルバイト等の収入を充当することは可能。

4 進学準備給付金の給付の内容

費目	給付額	具 体 的 内 容
進学準備給付金	自宅通学の場合 10万円 自宅外通学の場合 30万円	・大学等への進学の際の新生活の立ち上げ費用として、一時金を給付

5 取扱窓口

居住地の福祉事務所（ただし、下記の町村については各子ども家庭センター）

- ・能勢町、豊能町⇒箕面子ども家庭センター
- ・太子町、河南町、千早赤阪村⇒富田林子ども家庭センター
- ・忠岡町、熊取町、田尻町、岬町⇒貝塚子ども家庭センター

高校における１年次納入金（入学料・授業料、その他経費）参考例

1 府立高校（全日制課程普通科）

	必要な経費
入 学 料	5,650円
授 業 料	118,800円（月額9,900円）
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）入学料は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。授業料については、概ね年収が910万円未満の方は、申請することにより、高等学校就学支援金が支給され、授業料の納付は必要ありません。

高等学校等就学支援金

※受給資格の確認は、年収ではなく、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額で行います。

この額が507,000円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※上記年収はサラリーマン世帯の目安です

（両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）。

年収目安は家庭の状況（家族構成、サラリーマンか自営業か等）で大きく異なる場合があります。必ず道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を確認ください。

2 私立高校

	必要な経費（全日制平均）
入 学 料	165,898円
授 業 料	457,331円
施設設備費等	157,232円
学 校 諸 費	学校、課程により異なります。

（注）授業料については、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。入学料、授業料は学校により異なります。

※文部科学省 「令和6年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果について」より抜粋

3 高校（全日制）に係る学習費（全国平均）

区分		公立			私立		
		第1学年	第2学年	第3学年	第1学年	第2学年	第3学年
① 学校教育費		504,896	354,916	184,729	1,043,229	693,413	547,888
内 訳	授業料	48,338	47,377	39,590	236,189	234,088	228,800
	修学旅行費・校外学習費	8,955	95,370	4,717	20,884	137,287	19,423
	学級・児童会・生徒会費	13,005	10,189	9,975	13,898	12,107	11,237
	PTA会費	6,989	6,543	6,187	9,096	6,524	8,347
	その他の学校納付金 ※1	73,497	16,375	15,354	314,206	86,567	88,585
	寄附金	478	299	366	2,420	4,392	10,026
	教科書費・教科書以外の図書費	57,820	32,020	21,589	59,528	35,746	31,182
	学用品・実験実習材料費	48,597	15,477	9,099	58,011	18,784	18,428
	教科外活動費	69,292	57,149	20,142	78,924	54,078	36,094
	通学費	72,667	51,548	39,850	108,599	81,102	69,045
	制服	71,598	7,543	3,833	105,355	10,975	8,285
	通学用品費	24,773	11,188	6,665	25,405	7,969	6,650
	その他	8,887	3,838	7,362	10,714	3,794	11,786
② 学校外活動費 ※2		195,396	227,068	320,323	231,045	285,096	276,564
学習費総額（①+②）		700,292	581,984	505,052	1,274,274	978,509	824,452

※1 当該学校に入学するための入学検定料・入学金、私立学校における施設設備費等及び上記以外の学校納付金で、保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、後援会費、冷暖房費、学芸会費等として徴収した経費

補助学習費及びその他の学校外活動費の合計。予習・復習・補習などの学校教育に関係する学習をするために支出した経費や、
※2 知識や技能を身に付け、豊かな感性を培い、心とからだの健全な発達を目的としたけいこことや学習活動、スポーツ、文化活動などに要した経費。

※文部科学省 「令和5年度子供の学習費調査」より抜粋

大学等における１年次納入金参考例

1 国公立大学

	必要な経費
入 学 料	282,000円
授 業 料	535,800円

入学料については地域内、地域外によって異なる場合があります。

その他として、設備費や傷害保険、同窓会などの費用が必要な場合もあります。

2 私立大学

	初年度学生納付金（文科系学部）	初年度学生納付金（理科系学部）
入 学 料	223,867円	234,756円
授 業 料	827,135円	1,162,738円
施設設備費	143,838円	132,956円
計	1,194,841円	1,530,451円

3 私立短期大学

	初年度学生納付金
入 学 料	237,122円
授 業 料	729,069円
施設設備費	163,836円
計	1,130,027円

4 私立高等専門学校

	初年度学生納付金
入 学 料	245,176円
授 業 料	781,365円
施設設備費	102,824円
計	1,129,365円

※2, 3, 4

文部科学省 「令和5年度 私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」より抜粋

（注）学校、選択した学科等により納付金額は異なりますのでご注意ください。

☆奨学金制度全般についての問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ (大阪府中央区大手前2丁目)	TEL (06) 6946-7599
大阪府教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 (大阪府西成区天下茶屋 1-16-5)	TEL (06) 6115-7641
堺市教育委員会学校管理部 学務課 (堺市堺区南瓦町3-1)	TEL (072) 228-7485
堺市人権ふれあいセンター (堺市堺区協和町2-61-1)	TEL (072) 245-2530
豊中市人権平和センター豊中 (進路相談) (豊中市岡町北3-13-7)	
相談日: 月・木 (要予約)	TEL (06) 6841-1313
豊中市人権平和センター螢池 (進路相談) (豊中市螢池北町2-3-1)	
相談日: 火・金 (要予約)	TEL (06) 6841-5326
池田市教育委員会学校教育推進課 (池田市城南1-1-1)	TEL (072) 754-6293
池田市教育委員会学務課 (くすのき奨学金) (池田市城南1-1-1)	TEL (072) 754-6291
箕面市立萱野中央人権文化センター (箕面市萱野1-19-4)	TEL (072) 722-7400
吹田市立教育センター (吹田市佐竹台1-6-3)	TEL (06) 6170-1575
高槻市教育委員会教育指導課 (高槻市桃園町2-1)	TEL (072) 674-7631
茨木市教育センター (茨木市駅前4-6-16クリエイトセンター内)	TEL (072) 626-4400
摂津市教育センター (摂津市香露園34-1)	TEL (072) 637-0783
守口市教育委員会学校教育課 (守口市京阪本通2-5-5)	TEL (06) 6995-3151
特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 (枚方市岡東町12-1-502)	TEL (072) 844-8788
枚方市教育委員会事務局学校教育課支援教育課	TEL (050) 7105-8048
寝屋川市教育委員会 (寝屋川市本町1-1)	TEL (072) 824-1181
NPO 法人 ほうじょう (大東市北条3-10-5)	TEL (072) 876-2560
特定非営利活動法人大東野崎人権協会 (大東市野崎1-24-1)	TEL (072) 879-8810
門真市教育委員会学校教育課 (門真市中町1-1)	TEL (06) 6902-7042
四條畷市教育委員会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 877-2121
四條畷市人権協会 (四條畷市中野本町1-1)	TEL (072) 803-7355
交野市教育委員会まなび支援課 (交野市私部2-29-1)	TEL (072) 892-0121
東大阪市教育委員会学事課 (東大阪市荒本北1-1-1)	TEL (06) 4309-3272

東大阪市立長瀬人権文化センター(東大阪市長瀬町3-4-3)	TEL (06) 6720-1701
東大阪市立荒本人権文化センター(東大阪市長瀬町2-6-1)	TEL (06) 6788-7424
八尾市教育委員会(八尾市本町1-1-1)	TEL (072) 924-3872
柏原市教育研究所(柏原市大正1-9-53)	TEL (072) 970-3123
富田林市教育委員会教育指導室(富田林市常盤町1-1)	TEL (0721) 25-1000 (内線364)
富田林市立多文化共生・人権プラザ(富田林市若松町1-7-1)	TEL (0721) 24-0583
富田林市立児童館(富田林市若松町1-7-47)	TEL (0721) 25-0666
富田林市人権協議会(富田林市若松町1-7-1)	TEL (0721) 24-3700
河内長野市人権協会(河内長野市原町1-1-1)	TEL (0721) 53-1111 (内線577)
松原市人権交流センター(松原市南新町2-141-1)	TEL (072) 332-5705
羽曳野市立教育研究所(羽曳野市軽里1-1-1)	TEL (072) 958-0155
藤井寺市教育相談室(藤井寺市北岡1-2-8)	TEL (072) 938-1008
大阪狭山市教育委員会事務局教育部教育指導グループ (大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1)	TEL (072) 366-0011
大阪狭山市教育支援センターフリースクールみ・ら・い (大阪狭山市狭山三丁目2531番地の1)	TEL (072) 368-0909
泉大津市教育支援センター(泉大津東雲町9-54)	TEL (0725) 31-4460
和泉市立人権文化センター(和泉市伯太町6-1-20)	TEL (0725) 44-0030
和泉市教育委員会学校教育室(和泉市府中町2-7-5)	TEL (0725) 99-8160
高石市教育委員会学校教育課(高石市加茂4-1-1)	TEL (072) 275-6434
岸和田市教育委員会教育総務部総務課学事担当(岸和田市岸城町7-1)	TEL (072) 423-9607
岸和田市教育委員会教育相談室(岸和田市天神山町1-1-2)	TEL (072) 426-1035
貝塚市教育委員会学校教育課(貝塚市畠中1-17-1)	TEL (072) 433-7108
貝塚市立青少年人権教育交流館(貝塚市福田91番地)	TEL (072) 432-5959
泉佐野市教育委員会学校教育課(泉佐野市市場東1-1-1)	TEL (072) 493-2090
泉佐野市人権協会(泉佐野市市場東1-1-1)	TEL (072) 458-7444
泉佐野市立北部市民交流センター本館(泉佐野市下瓦屋222-1)	TEL (072) 464-5725
泉佐野市立南部市民交流センター本館(泉佐野市南中樫井476-2)	TEL (072) 466-1641
泉南市人権協会(泉南市立人権ふれあいセンター内、泉南市樽井9-16-3)	TEL (072) 485-1401
阪南市教育委員会学校教育課(阪南市尾崎町35-1)	TEL (072) 489-4541

阪南市人権協会（阪南市尾崎町35-1）	TEL（072）472-6111
能勢町教育委員会（豊能郡能勢町宿野28）	TEL（072）734-2693
豊能町教育委員会（豊能郡豊能町余野414-1）	TEL（072）739-3426
島本町教育委員会教育こども部教育総務課（三島郡島本町桜井2-1-1）	TEL（075）962-2616
太子町教育委員会（南河内郡太子町山田88）	TEL（0721）98-5533
河南町教育委員会（南河内郡河南町白木1359-6）	TEL（0721）93-2500
千早赤阪村教育委員会（くすのきホール内、南河内郡千早赤阪村大字水分263）	TEL（0721）72-1300
忠岡町教育委員会（泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1）	TEL（0725）22-1122
熊取町教育委員会（泉南郡熊取町野田1-1-1）	TEL（072）452-6361
田尻町教育委員会（泉南郡田尻町嘉祥寺409-6）	TEL（072）466-5022
岬町教育委員会事務局（泉南郡岬町深日2000-1）	TEL（072）492-2719